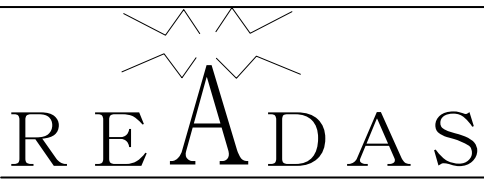


第 5078 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 1日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 社内提案制度に基づく表彰金の取扱い

Q：当社では、業務の改善、合理化に関して優秀な提案をした者に表彰金を支払うこととしました。この場合の税務上の取扱いは、どのようになりますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

役員や使用人が事務又は作業の合理化、製品の品質の改善又は経費の節約等に寄与する工夫、考案（特許又は実用新案登録もしくは意匠登録を受けるに至らないもの）をした場合に会社から受取る表彰金等は、所得税法上、次のように取り扱われます。

- ①その工夫、考案等がその者の職務の範囲内の行為である場合・・・給与所得
- ②その工夫、考案等がその者の職務の範囲外の行為である場合・・・一時に受けるものは一時所得、継続的に受けるものは雑所得

したがって、その提案が、その者の通常の職務の範囲においてなされるものである場合には、給与所得となりますので、源泉徴収が必要になります。

なお、表彰金に対する課税は、たとえば、その表彰金が業務上有益な発明、考案又は創作をした場合に、その発明等に係る特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、もしくは意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案件もしくは意匠権を会社に承継させたことにより支払いを受けるものである場合には、譲渡所得又は雑所得となるように、その表彰金の内容によって違ってきますので、注意してください。

